

令和3年 4月 1日

指定給水装置工事事業者 様

尼崎市公営企業管理者
有川 康裕

給水装置工事 設計・施工基準の改定について（通知）

平素は、本市水道事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

下記の通り「給水装置工事 設計・施工基準」を改定しますので通知します。

記

1 改定日

令和3年4月1日

2 主な改定内容

別紙のとおり

3 経過措置

令和3年4月1日以前に受け付けた給水装置工事申込及び設計協議のうち、工事完成前のものについて、申請者より申し出があった場合には、改定後の基準に則した内容変更を認めるものとします。

4 頒布方法

公営企業局ホームページに掲載（PDF形式）[ダウンロード無料]

以 上

主な改定内容

1 配水管からメーターまでの指定材料表について (P8～10)

- (1) ダクタイル鋳鉄管のG X形等の材料を追加する。
- (2) 配水管からメーターの範囲で使用しない材料の削除及び、品目や備考欄の表記を整理する。
- (3) 公営企業局指定品のメーカー名や品番を記載した「給水装置用材料 指定品リスト」を、公営企業局ホームページに掲載する。

2 共同住宅における同時使用水量の算定方法について (P17)

- (1) 給水戸数が2戸までの場合の1戸当たりの水量を17L/分→23L/分に変更する。
(公営企業局HPに公開中の「水理計算書作成ツール」も合わせて変更する。)
- (2) ファミリータイプのみの場合でも「居住人数から予測する算定式」を適用可能とする。
- (3) 「居住人数から予測する算定式(調査により提案された新たな方法)」を追加する。

3 その他

- (1) 口径75mm以上のメーター前後の仕切弁及び不断水T字管の継手形式を、フランジ形からGX形に変更する。(P8・104)
- (2) メーターボックス裏のプレートへの指定業者名の記載を不要とする。(P104)
- (3) メーターから受水槽までの間で分岐し、直圧給水栓の設置を認める。(共同住宅の場合は従来通り直圧メーター系統に設置すること) (P54)
- (4) 押印要否の見直しに伴い書式等を変更する。(第4章・第12章)
- (5) 継手の接合要領の一部(各協会の技術資料の転載部分)を削除する。(P71・72)
- (6) その他現在の運用と相違がある部分を修正する。

以上